

2013年3月18日

三重県議会議長  
山本 教和 様

日本共産党三重県委員会  
前県議会議員 萩原量吉  
前県議会議員 真弓俊郎

## 「みえ森と緑の県民税」導入についての申し入れ

日頃から、県民福祉の向上のため、ご努力いただいておりますことに感謝しています。

開会中の県議会に、防災・減災の観点から、「災害に強い森林づくりをめざす」ために、その費用を幅広く県民への負担を強いる、新しい庶民増税、「みえ森と緑の県民税条例案」と、関連する「基金条例案」が提案されています。

私たち、日本共産党は「災害に強い森林づくり」については、全く異議のないどころか、大いに賛成であり、力を注ぐべき重要な施策であると考えています。

しかしながら、この県民税の導入については、いくつかの問題があり、急いで可決、成立させては将来に大きな禍根を残すことになると思います。

その問題点については、

(1) ほとんどの県民がこの新しい庶民増税について知らない、ということです。一部、広報などされていますが、市議会、町議会の議員にさえ知らされていません。パブリックコメントでもわずか134件で、ほとんどが関係者なのか「賛成」ばかりの意見だそうです。

この大增税が県民に衆知、徹底され、県民の中で大いに議論が尽くされた上で議決すべきではないか、と思います。

(2) 三重県の森林関係予算は、1997年頃は年間約160億円でしたが、今日、約80億円と2分の1に減額されています。

さらに国では材木の輸入関税の撤廃により、安い外材の流入で森林が荒廃し、かつての県内の林業従事者がこの30年間で7分の1に激減しています。

その結果が山地崩壊や豪雨災害につながっているだけに、まず何よりも県の予算を少なくとも元にもどし、林業従事者の処遇の改善や人の確保や援助をこそ、まずやるべきではないでしょうか。

(3) 今回の個人県民税均等割1000円の超過課税は圧倒的多数の県民に負担を強いることになり、この税収入全体の83%にもものぼります。

もし100歩ゆずって森林整備の税金を導入するとするなら、一定規模以上の大法人、大企業や、一定規模以上の所得のある富裕層の人たちに応能負担の原則にしたがって理解を得ながら納税してもらうべきです。

(4) しかも、この増税の実施時期が2014年の4月からで、消費税大增税の時と重なります。

その上、震災復興税は今年1月からすでに実施され、所得税2.1%、市・県民税で1000円(市500円、県500円)の増税がなされてきています。

このような庶民の暮らしの大変なときに重ねて大增税は決して許されるものではありません。

## 記

以上の問題点を吟味していただき、今議会での庶民大增税、「みえ緑と森の県民税」の可決はおこなわず、県と県議会の責任として森林整備の予算確保や、県民への衆知、徹底などをまず行うことを強く要求致します。

どうぞよろしくご検討下さい。

以上

